令和８年４月１５日

事業主　様

兵庫県建築健康保険組合
理事長　谷　吉將

労働契約内容による年間収入が基準額未満である場合の被扶養者の認定における
年間収入の取り扱いについて

日頃より健康保険組合の事業運営にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、健康保険法第３条第７項に規定する被扶養者の認定については、当健康保険組合において「収入がある者についての被扶養者の認定について」（昭和５２年４月６日保発第９号）等の厚生労働省通知に基づき行っています。

その際の、被扶養者の年間収入の判定については、これまで過去の収入や現時点での収入または将来の収入見込みなどを総合的に判断して、今後１年間の収入見込額として判定しているところです。

今般、厚生労働省から「労働契約内容による年間収入が基準未満である場合の被扶養者の認定における年間収入の取り扱いについて」（令和７年１０月１日保保発１００１第３号）の新たな通知が発出され、パート・アルバイト労働者の年間収入の取り扱いについて、労働契約で定められた賃金から見込まれる年間収入によっても判定できることとされました。

適用開始日は令和８年４月１日からになります。

また、新たに給与収入に関する申立書が必要になることから、「被扶養者認定に関する確認書」を作成しましたので、認定時に１５歳以上（中学生を除く）の被扶養者異動届に必ず添付する取り扱いとさせていただきます。

なお、「被扶養者認定に関する確認書」については、被扶養者異動届の届出の際にご留意いただきたいことを確認したうえで申請いただくためのものとして、別添のとおり「被扶養者認定取扱要領」を改定いたします。

１　対象となる方：給与収入のみの被扶養者
　認定申請時に認定対象者から、収入が「給与収入のみである申し立て」が必要です。

２　年間収入が見込める場合とは
⑴　「労働条件通知書」等の契約期間が１年以上であること
⑵　「労働条件通知書」等に賃金や労働時間など年間収入を正確に判定できる内容が明確に記載されていること
※　勤務日数や労働時間が不明確な「シフト制」や勤務時間は「●時間～●時間」「●時間以内」、交通費は「１日●●●円まで」などの契約内容では年間収入が見込めません。

３　労働契約内容が変更になった場合
　労働契約が変更され、年間収入基準額を超える内容となった場合は被扶養者の抹消手続きをしてください。

また、年間収入基準額未満の場合でも労働契約が変更された場合は、その都度「労働条件通知書」など労働契約内容のわかる書類を提出してください。

4　年間収入見込額の判断基準

⑴　労働契約内容から年間収入が見込める場合

１年間以上の雇用契約があり、時給・労働時間・労働日数等により年間収入が算出できる場合のことを言います。

この場合、残業手当や賞与が固定で支払われる場合は年間収入に含めますが、臨時に受けるもの（注１）として明記されていない場合は年間収入見込額から除外します。

必要な書類：

「労働条件通知書」など労働契約内容がわかるもの

「給与収入のみである申し立て」は「被扶養者認定に関する確認書」（別添）に「氏名○○　○○は収入が給与収入のみであることを申し立てます。」と認定対象者が氏名の部分を自署してください。

⑵　労働契約内容から年間収入が見込めない場合

従来通りの取り扱いになります。

①　認定対象者の収入は、認定を受ける時点の収入を年間に換算して判断する。

②　認定対象者の年間収入は、過去における収入ではなく、被扶養者に該当する時点及び認定された以降の年間見込み収入であり、将来に向かって判断する。

③　前年の年間収入又は直近３か月の収入を参考にし、今後得るであろう額により判断しても差し支えないものとする。

必要な書類：直近３か月分の「給与証明書」又は「給与明細書のコピー」

※　労働契約内容によらず、従来通りの被扶養者認定を希望される場合は、上記⑵のとおり申請してください。

（注１）　臨時に受けるものについて

労働契約上に明確な定めのない「残業代」「賞与」については、将来における１年間の収入として見込めないことから、年間収入見込額からは除外する取り扱いになっています。

１年経過し、事後に年間収入を確認した際に基準額を超えていた場合、社会通念上妥当な範囲である場合は被扶養者を取り消す必要はないと示されています。

そして、その判断は各健康保険組合に委ねられています。

当健康保険組合では、統計資料によるとパートタイム労働者の残業は月平均２．１時間（令和６年実績）であり、年間２５時間以内程度が妥当であると考えます。また、賞与が支給されている割合は約３１％（令和５年事績）であり、労働契約上に定めのない賞与が支給されている事例はほぼ無いものと思われますので、寸志程度が妥当であると考えて判断することとしています。

5　検認（被扶養者の定期確認）における取り扱いについて

毎年９月に実施している検認においても、上記の取り扱いで確認させていただきます。

認定時 15 歳以上(中学生を除く)被扶養者一人につき 1 枚必要

被扶養者認定に関する確認書

私は、被扶養者＿＿＿＿＿＿＿＿の認定申請にあたり以下の事項を確認し、１については承諾した上で、２の場合は認定対象者が自署を、３の場合は該当する項目に□に✔を付して、申請します。

1	**確認事項**
①	現在の収入は以下のとおりです。(該当する全ての□に✔してください) **□給与 □公的年金 □個人年金(数年にわたり分割受給のもの) □自営業 □不動産収入** **□雇用保険給付金 □保険金収入(出産手当金・傷病手当金) □投資収入 □利子収入** **□被保険者以外からの収入 □その他(　　)**
	□無収入(学生を除いて、現在収入が無い方は下記の理由□に✔してください) **⇒□就職活動中 □病気療養中 □受験勉強中 □その他(　　)**
②	年間収入基準を超えてしまった場合は、超えた日（給与の支払日等）を不該当日とした「被扶養者異動届」を提出し、扶養から削除します。
③	年間で収入基準を超えない場合でも、３ヶ月連続して月額収入の基準を超えた場合は、４ヶ月目の１日を不該当日とした「被扶養者異動届」を提出し、扶養から削除します。
④	収入増や他の健康保険の資格を得たこと等により、被扶養者でなくなった日以降に要した費用（医療費・療養費・特定健診費用・各種補助金等）があった場合は、返還いたします。
2	**労働契約内容により年間収入が見込める認定対象者(被扶養者)の場合**
	被扶養者である認定対象者の 私、(氏名)＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿(認定対象者が氏名部分を自署してください。)は、収入が給与収入のみであることを申し立てます。
3	**離職により被扶養者の認定を申請する場合** **雇用保険の受給状況について、以下の項目に当てはまる□に✔してください。**
□	雇用保険の失業給付の受給申請中です。給付制限期間中は、扶養認定していただくようお願いします。なお、給付制限期間後の基本手当受給の際には、受給開始日をもって被扶養者から削除する旨の届出を速やかに行います。
□	雇用保険の失業給付を受給しますが、基本日額が 3,612 円未満（配偶者を除く 19 歳以上 23 歳未満は 4,167 円未満、60 歳以上の場合は 5,000 円未満）のため扶養認定していただくようお願いします。
□	雇用保険に加入していませんでした。または、雇用保険の失業給付は受給しません。
□	雇用保険の失業給付を受給延長します。受給延長中は、扶養認定していただくようお願いします。なお、失業給付の受給開始時期になりましたら、速やかに被扶養者から削除する旨の届出を行います。
□	雇用保険の失業給付の受給申請中で、かつ教育訓練等を受けます。基本手当受給の際には、受給開始日をもって被扶養者から削除する旨の届出を速やかに行います。

兵庫県建築健康保険組合理事長　殿

年　　月　　日

健康保険の記号＿＿＿＿　　番号＿＿＿＿

被保険者（氏名）＿＿＿＿＿＿＿＿

《収入基準》

認定対象者	年間収入	月額収入 (年間収入の12分の1)	日額収入 (年間収入の360分の1)
60歳未満の者	1,300,000円未満	108,334円未満	3,612円未満
※19歳以上23歳未満の者(配偶者を除く)	1,500,000円未満	125,000円未満	4,167円未満
60歳以上の者(又は障害厚生年金の支給要件に該当する程度の障害者)	1,800,000円未満	150,000円未満	5,000円未満

※19歳以上23歳未満は、その年の12月31日現在の年齢で判断